



よくわかる 農業者年金

No. 4

保険料はいくらですか？ どのような年金を受け取れますか？

保険料の額は自由に決められる！ 年金は生涯受給できる！

保険料は、加入者自らが月額2万円～6万7千円の間で自由に決められ、農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

年金の種類には、①自分が支払った保険料とその運用収入を基礎とする農業者老齢年金と②保険料の国庫補助額とその運用収入を基礎とする特例付加年金があり、原則65歳から生涯支給されます。仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。農業者年金は若い時ならお一人の加入で、ある年齢からは夫婦二人の加入で、厚生年金並みや老後生活の安定に役立つ年金額が見込まれます。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならどなたでも加入できます。

独立行政法人 農業者年金基金

〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21 NBF虎ノ門ビル5F
電話：03(3502)3942 FAX：03(3592)2660 <http://www.nounen.go.jp>

農業者年金の年金支給額の試算

＜保険料月額2万円で、付利率3%の場合＞

加入年齢	納付期間	年金試算額（年額）			
20歳	40年	男性	113万円	女性	98万円
30歳	30年	男性	71万円	女性	62万円
40歳	20年	男性	40万円	女性	35万円
50歳	10年	男性	17万円	女性	15万円

65歳までの付利率は3.0%、65歳で裁定した以降の予定利率は1.75%で計算していますが、運用成績により年金額は変動します。



お問い合わせは、津山農協の各支店または農業委員会 (☎0868-54-2987) へ

悪質商法にご用心！ ⑥ — 紳士録商法 —

この手の商法は、巧みな話術でもってプライドをくすぐり、一方的に、掲載したと言い、掲載料・登録料を請求したり、紳士録（本）を勧誘したりする商法です。たとえば、同窓会名簿を作成するための現住所・電話・勤務先などの調査票のようなものが送られてきて、それに記入して返送すると、業者から、本人の意思に反して紳士録に掲載したうえで、「申込みした」として高い代金を請求されることがあります。この場合、あたかも母校が運営する同窓会と誤認させるような文面になっていることが多いので要注意です。あるいは、申込みしない紳士録が勝手に送られてくる場合もあります。

男性が被害者の大半を占めており、二次被害、三次被害の多い商法です。悲しいかな、人間の名誉やプライドを逆手に取った手口のようなのです。

被害に遭わないために

☆話があってもその場で即答せず、消費生活センターなどに相談してください。

☆勝手に送りつけられた紳士録（本）は、受け取ってから14日（あるいは相手に引き取るように伝えた日から7日）を経過すれば、その後は自由に処分しても構いません。

☆電話勧誘などで受諾した場合は、契約書面受領後8日以内ならばクーリング・オフ（無条件解約）できます。

☆「掲載料、削除料」等を支払う必要はありません。一度振り込むと、個人情報が他の業者に流れ、次々請求されることがあります。

☆この商法の背後には暴力団が控えていることがありますから気をつけてください。

☆脅迫的な請求に対しては、毅然として拒否したり、場合によっては、警察に通報したりしてください。

詳しい相談窓口は、岡山県消費生活センター・津山分室 (☎0868-23-1247) です。

【お問い合わせ】 町民環境課 本山 ☎0868-54-2984